



Title	唐帝国の統治体制と「羈縻」 —『新唐書』の再検討を手掛かりに—
Author(s)	西田, 祐子
Citation	大阪大学, 2020, 博士論文
Version Type	
URL	https://hdl.handle.net/11094/76311
rights	
Note	やむを得ない事由があると学位審査研究科が承認したため、全文に代えてその内容の要約を公開しています。全文のご利用をご希望の場合は、大阪大学の博士論文についてをご参照ください。

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

論文内容の要旨

氏 名 （ 西 田 祐 子 ）

論文題名

唐帝国の統治体制と「羈縻」——『新唐書』の再検討を手掛かりに——

論文内容の要旨

本論は、7世紀初頭に北中国で誕生した鮮卑系勢力による王朝、唐（618-907）（唐帝国）を対象とし、その統治体制が説明される際に従来基本的な概念として扱われてきた「羈縻」について、唐代史研究の基本史料である漢文典籍『新唐書』への詳細な分析を手段の主軸としながら再検討をおこない、唐代当時の「羈縻」概念を明らかにするものである。「羈縻」とは、従来の学界では〈「羈縻」政策〉〈「羈縻」支配〉などという表現で用いられ、唐帝国がいわゆる〈異民族〉を支配する際におこなっていた統治の方法を指す漢語語彙である。「羈」とは馬のおもがい、「縻」とは牛の鼻づなを指し、〈牛馬を操るが如く支配する〉〈コントロールする〉という意味であると従来は理解されてきた。帰順した〈異民族〉の首長に中国の官職を与え、彼らに州県を置き、〈異民族〉の旧来の社会体制を保持しながら、〈牛馬を操るが如く〉ルースな間接統治をおこなうことが、「羈縻」として認識されている。唐代史研究分野では、近年、軍事力のうちに騎馬遊牧民勢力が存在したことに関心が寄せられているが、こうした遊牧民勢力もいわゆる〈異民族〉とみなされており、〈「羈縻」政策〉〈「羈縻」支配〉という課題と密接に関わっている。

『新唐書』とは、中国における正史の一つに数えられ、唐代当時に成立したものではなく北宋期に編纂されたものである。その編纂上の問題はこれまでも指摘されていたが、体系的・網羅的ではないため、本論では『新唐書』という書物そのものの全体にわたる課題としてその編纂上の問題を取り扱った。

第一章では、議論全体の前提となる作業として、唐代史研究の基本史料であり北宋期成立の編纂史料、正史『新唐書』を取り上げ、〈基礎的分析〉をおこなった。〈基礎的分析〉とは、唐代史研究で史料として用いられる編纂史料の史料的価値を、編纂物であるという性質に留意しながら一句一字のレベルで分析し判断する作業をいう。その際、唐帝国において軍事上重要な役割を担ったと思われるテュルク人を分析することを視野に入れ、主要な関連史料の一つである回鶻伝（前半部分）を対象とした。先行して成立した諸文献と『新唐書』テキストとの比較検討を通じ、『新唐書』回鶻伝（前半部分）のほとんどの部分には先行記事が存在することを明らかにした。その上で、編纂には宋代の史料編者による恣意的な操作や、唐代には存在しなかった後世における認識が含まれていることを指摘した。また、宋代の編者がテキストに対しておこなった具体的な編纂の方針の一端を浮き彫りにした。

第二章では、第一章での結論を前提とし、武則天期においてテュルク系遊牧民集団の契苾・ウイグル・思結・渾という四部がともに北方の草原地域から河西のオアシス地域へ南徙したと従来解釈されていた『新唐書』中の記事を再検討した。この鉄勒四部の南徙という出来事については、従来は複数の遊牧民集団が行動をともにして一緒に唐へ至ったと推測されたり、先に唐へ至っていた部落と後から南徙した部落とが合流したと推測されたりしていた。第二章での検討の結果、この出来事を示す分脈は『新唐書』編纂によって宋代に新たに生み出されたものであったことが明らかとなった。本検討によって、唐帝国の〈「羈縻」政策〉下においていわば十把一絡げに捉えられがちであったテュルク系諸部に対し、より明確に個別的な視線を向けることができるようになった。とりわけ、鉄勒諸部のうち契苾と呼ばれる集団について、その動向に対するいっそうの注目が必要であるという考えを提起した。

第三章では、契苾をはじめとするテュルク系遊牧民の諸部落を含む、いわゆる〈異民族〉を唐が支配する際に置かれたとされてきた「羈縻州」について、それを伝える基本史料と看做されてきた『新唐書』地理志七下冒頭の「羈縻州」条を仔細に検討した。その結果、これが北宋期に〈書き下ろし〉された文章である可能性が極めて高いことを明らかにした。研究者が従来前提としてきた「羈縻州」の定義は基本的に「羈縻州」条に依拠してきていたため、本章での結論が正しいとすれば、「羈縻」や「羈縻州」とは何であるか再検討する余地が生まれる。また、「羈縻州」を列挙した地名のリストとしての正確をもつ『新唐書』地理志七下全体の信憑性も低下することとなった。

第四章では、「羈縻」という漢語の語義を再検討し、唐代における「羈縻」の概念を明らかにした。その際にまず、先行研究中では「羈縻」政策によって支配されていると見なされていたテュルク系遊牧民の集団について、唐代史料中に「羈縻」という用語でその関係が現れることがない点を指摘した。その上で、実際に史料中で「羈縻」という漢

語を用いて表現されている集団の状況と、他方「羈縻」の語は用いられていないが従来“羈縻”されていると学界で認識されていた集団の状況とを比較した。その結果、従来の認識とは異なり、実際に「羈縻」されている集団には〈管理・制限を加えない〉という方向性の対処がとられており、「羈縻」の語は用いられていないが従来“羈縻”されていると認識されてきた集団や州には、反対に唐からの管理や制限が及んでいることが見出せた。また、実際に史料中で「羈縻」の語が用いられている「羈縻州」は唐の西南地方に見られるが、それらと唐との関係は不安定であり、強い管理が及んでいない（ないしは及ぼせない）状況であることが確認できた。

さらに、「羈縻」という漢語の語義を、『史記』の用例にさかのぼり検討した。その結果、『史記』から唐代に至るまで、「羈縻」の語義は従来の研究者が認識していたような〈牛馬を操るが如く支配する〉〈コントロールする〉という意味ではなかったことが明らかとなった。すなわち、「羈縻」とは、相手を文化・習俗を異にするものであると認めて「敵国」として扱い、臣属させず、付かず離れずの距離を保ち、こちらから相手を攻略しようとしないうし、相手にもこちらを侵略させないという、維持されることを見越した安定的な共存関係を意味している語であった。それゆえ、唐帝国の軍事力を担ったとされるテュルク系遊牧民集団のような人々は、実際には「羈縻」されていない可能性が高いことを指摘した。

第五章にあたる補論では、「羈縻」と関連させて扱われてきた「蕃」という語を冠するものを論じた。これまで先行研究では、各研究者による定義に細かい差異はあるものの、一般的に“羈縻州”を置かれて“羈縻”政策のもとで“羈縻”支配を受けていた〈異民族〉が〈蕃人〉だと見なされており、そうした人物が軍将であれば〈蕃将〉と呼ばれてきた。また、史料上で「蕃」を冠して現れるものはしばしば自動的に“羈縻”のものであると認識されていた。しかしながら、実際には「蕃州」と「羈縻州」が並列的に扱われていることを示す史料も存在し、この観点から見ても、唐に至った〈異民族〉の全てが“羈縻”支配対象であるというような従来漠然と抱かれていた認識は成立しないことが明らかになった。「蕃」はしばしば「漢」と対比的な概念として現れるが、必ずしも〈異民族〉ないし〈外国の〉〈外来の〉を指すものであるとは限らない。それよりもむしろ、「蕃」も「漢」も唐帝国の内側であり、それらは単に漢語の習俗・文化による生活圏か、非漢語の習俗・文化による生活圏かという区別を示しているに過ぎないのではないかという予想を提示した。

本論での検討を踏まえると、『新唐書』という書物の歴史学史料としての価値はおおきく見直されるべきであることが明らかとなる。ただし、『新唐書』を用いるべきではないということではなく、むしろ『新唐書』は今後よりいっそう積極的に分析されなければならない、そのテキスト全体に対して体系的に編纂作業の実態が把握されることが望ましいといえる。それと同時に、『新唐書』が読まれることによって中国史において生まれた概念や歴史観について、これを唐帝国への理解とは直接的には結びつけないことが肝要であり、それらが北宋期に成立したものを根拠としているのか唐代当時のものであるのか、慎重に判断される必要がある。

また、本論において唐帝国の「羈縻」を捉え直した結果、従来単に〈異民族〉と認識されてきていた唐の中にいる「蕃」の民が（間接的な“羈縻”支配下ではなく）唐帝国の内側にしっかりと組み込まれており、まぎれもなく一般住民「百姓」として扱われていることが指摘できた。本論ではこれを唐の多民族性と結び付けている。彼らは集団ごとの文化的な差異が保持されたまま、その上でいずれの集団もこ文書行政体制や交通網などの同一のインフラストラクチャーと呼ぶべき唐帝国公式の諸サービスを提供され、サービス運用のための税・役を徴発されることで供給そのものにも携わりながら、多民族が帝国に参加していたと考えられる。

論文審査の結果の要旨及び担当者

氏 名 (西 田 祐 子)			
	(職)	氏 名	
論文審査担当者	主 査	大阪大学 教授	荒川 正晴
	副 査	大阪大学 教授	桃木 至朗
	副 査	大阪大学 教授	松井 太
論文審査の結果の要旨			
以下、本文別紙			

論文内容の要旨及び論文審査の結果の要旨

論文題目： 唐帝国の統治体制と「羈縻」 — 『新唐書』の再検討を手掛かりに—

学位申請者 西田 祐子

論文審査担当者

主査	大阪大学教授	荒川 正晴
副査	大阪大学教授	桃木 至朗
副査	大阪大学教授	松井 太

【論文内容の要旨】

本論は、唐帝国の統治体制を説明する際に、これまで基本的な概念として扱われてきた「羈縻」について、唐代史研究の基本史料である『新唐書』への詳細な分析を手段の主軸としながら再検討をおこない、唐代の「羈縻」概念を明らかにしようとしたものである。

第一章では、議論全体の前提として、北宋期に成立した『新唐書』のうち、特に回鶻伝を取り上げ、一句一字のレベルで史料的価値を判断する「基礎的分析」を行っている。この検討を通じて、『新唐書』本伝のほとんどには先行記事が存在することを明らかにし、併せてその編纂には宋代の史料編者による恣意的な操作がみえることを指摘するとともに、唐代には存在しなかった後世における認識が、本伝には含まれていることを主張する。

続く第二章では、第一章での結論を踏まえ、テュルク系遊牧民集団（鉄勒）の四部が、武則天期とともに北方の草原地域から河西のオアシス地域へ南徙したと従来解釈されていた『新唐書』中の記事を再検討している。その結果、ここでもこの武則天期の南徙の動きは『新唐書』編纂によって宋代に新たに作り出されたものであったことを確認している。

また第三章では、いわゆる「異民族」を唐が支配する際に置かれたとされてきた「羈縻州」について、それを伝える基本史料と看做されてきた『新唐書』地理志の「羈縻州」の条を仔細に検討する。分析の結果、これが北宋期に「書き下ろし」された文章である可能性が高いことを明らかにしている。研究者が従来前提としてきた「羈縻州」の定義は、基本的に「羈縻州」の条に依拠してきていたため、「羈縻」や「羈縻州」とは何であるか再検討する余地が生まれるという。

第四章では、「羈縻」という漢語の語義を再検討し、唐代における「羈縻」の概念を明らかにしている。本章での検討を通じて、まず『史記』から唐代に至るまで、「羈縻」の語義は従来の研究者による認識と異なり、相手を文化・習俗を異にするものであると認めて「敵国」として扱い、臣属させず、付かず離れずの距離を保つような、安定的な共存関係を意味していることを明らかにする、そのうえで、①「羈縻」政策によって支配されていると見なされていたテュルク系遊牧民の集団が、同時代史料では「羈縻」の語で唐朝との関係を記したものはなく、②史料では「羈縻」の語が用いられている集団には「管理・制限を加えない」という対処がとられている一方、「羈縻」の語は用いられていないが従来「羈縻」されていると認識されてきた集団や州には、反対に唐からの

管理や制限が及んでいることを明らかにしている。実際に史料中で「羈縻」の語が用いられている「羈縻州」は唐の西南地方に見られ、それらと唐との関係は不安定であり、強い管理が及んでいない（及ぼせない）状況であることが確認できるという。

第五章にあたる補論では、史料上でしばしば自動的に「羈縻」と関連付けて認識されてきた「蕃」という語を冠して現れるものを論じている。従来は、「羈縻州」を置かれて「羈縻」支配を受けていた「異民族」は「蕃人」と見なされてきた。しかしながら、実際に史料上は「蕃州」と「羈縻州」が並列的に扱われており、唐に至った「異民族」の全てが「羈縻」支配の対象であるという従来漠然と抱かれていた認識は成立しないことを明らかにしている。そして唐の中にいる「蕃州」の民は唐帝国の内側にしっかりと組み込まれ、まぎれもなく一般住民「百姓」として扱われていたとし、「羈縻州」民とは明確に区別すべきことを主張するとともに、最後に「漢」「蕃」「羈縻」をキーワードに、唐の帝国支配の理念的枠組を試案として提示し本論を締めくくる。

【論文審査の結果の要旨】

これまで前近代の中国史研究などにおいては、異民族を間接的に支配することを「羈縻支配」と表現することが一般的であった。すなわち、この語を単純に間接支配と同義で用いてきたと言って良い。こうした中国史研究などで常識化した「羈縻」と「支配」を合わせた語の使い方に対して根本的な疑義を懐き、正面から異議を唱えたのが本論である。本論は、「羈縻支配」という概念が、『新唐書』地理志の序文に基づいたものであること、さらにこの序文が『新唐書』にあって、唐代に著述された書籍などに依拠することのない、編纂者が独自に叙述した部分であることを喝破している。いわば後世の宋代人による唐代史観であり、現代の研究者が用いる「羈縻支配」という概念は、これに引きずられたに過ぎないことを明らかにする。その上で、本論は「羈縻」の本来的な意味を追究するとともに唐代でのその使われ方を検証し、併せて唐に帰附してきた北方のテュルク系遊牧民を対象に設置されていた州を「羈縻州」とは表記していない事実を指摘している。さらに、こうした遊牧民の唐帝国への帰附と定着を「蕃」というキーワードを設けて分析し、彼らが唐帝国の直接支配下にある「百姓」として唐帝国に参加していたことを主張する。「羈縻」の解釈や「羈縻州」の実態については、さらなる検討を要するが、「羈縻支配」「羈縻州」に対する固定観念を根底から揺るがす刺激的な見解であり、この点は高く評価できる。

もちろん本論にも問題点ないし課題が残されている。まず本論で検討の対象とした『新唐書』回鶻伝の記事が、ほぼすべて先行する書籍の記事を独自の観点に基づいて勝手に切り貼りして編纂していたことを突き止めているが、その書籍として現行『旧唐書』、『唐会要』、『冊府元龜』を挙げるのは適切ではない。唐代では、紀伝体の国史が数回にわたって編纂されていたが、『新唐書』芸文志の記録から、そのほとんどは同書編纂当時において参照できたものと見られる。それどころか、唐代に皇帝の代ごとに編纂されていた実録さえも『新唐書』編纂当時まで多く伝存していたと見て良く、これら唐代に編纂された根本的な重要書籍を参照しなかったはずはない。『新唐書』編者が編纂するにあたっては、こちらの国史や実録を基本にしたと見るべきである。また「羈縻州」については、唐代に編纂された『大唐六典』巻3（尚書戸部）に、テュルク系の遊牧民に関わる西北辺の諸道を含めて「羈縻州」が掲げられている。さらに同書同巻からは、唐代前期において為政者が「天下之州（正州）」と並べて、「羈縻州」をどのように理解していたのかをうかがうこともできる。これらを如何に解釈して、本論に取り込んでゆくか、あらためて問われるところであろう。

とは言え、本論は高校世界史の授業でも一般に使用される「羈縻支配」「羈縻政策」という歴史用語の根本的な見直しを迫る重要な研究成果であり、東洋史の学界にも強烈なインパクトを与えるものである。よって、本論文を博士（文学）の学位にふさわしいものと認定する。